

消防広域化について

1 消防組織法

平成18年6月14日付で、「市町村の消防の広域化の理念及び定義」、「消防庁長官の定める基本指針」、「都道府県の定める推進計画」等について規定した消防組織法の一部を改正する法律が公布・施行された。

消防広域化実現のスケジュールは、平成19年度中に都道府県による枠組み等を織り込んだ「消防広域化推進計画」の策定、平成20年度から広域化対象市町村による「広域消防運営計画」の作成を経て、平成24年度末までに消防広域化の実現となっている。

2 兵庫県の枠組みの考え方

- (1) 管轄人口30万人以上の消防力水準となる規模を目安とする。
- (2) 住民の意識・ニーズ・期待感が高い救急医療を重視し、医療圏域や救急搬送先の実態を考慮する。
- (3) 消防指令業務の共同化等に向けた自主的な市町の取り組みを尊重する。
- (4) その他、管轄面積の広狭・地形・気象等の地理的条件、交通事情、広域行政、日常生活圏等の地域の事情を十分に考慮する。

なお、地域事情により管轄人口30万人以上の消防力水準の達成が難しい場合は、少なくとも管轄人口10万人以上の消防力水準を確保する組合せとする。

3 兵庫県の組合せ素案

平成20年7月に広域化の組合せ素案を作成し、各市町長あてに意見照会を行った。その素案では県内11消防本部とし、高砂市は明石市、加古川市、稲美町、播磨町を含む3市2町の広域消防本部の管轄となっていた。

平成20年7月31日に当該消防本部を抱える明石市、加古川市、高砂市の3市長懇話会で検討した結果、現状の1市1本部体制（加古川市は、稲美町、播磨町を事務委託）で消防事務を処理することで合意した。

4 兵庫県消防広域化推進計画

「消防広域化推進計画」の策定が遅れていた兵庫県は、平成21年6月に「消防広域化推進計画」を策定し国へ提出した。

その内容は、組合せ素案により合意に至った阪神北地域（宝塚市、川西市、猪名川町）と北播磨地域（西脇市・多可町、三木市、小野市、加西市、加東市）の2ブロックのみで、（その後北播磨地域の三木市、小野市は当面不参加を表明）平成24年度末の実現を目途に広域化に取り組む予定である。

5 高砂市の消防広域化に対する考え方

- (1) 消防広域化については反対していない。
- (2) その姿として、警察組織のような県単位が望ましい。
- (3) その前提として、県単位以外のより大きな消防広域化（複数市との広域化）が望ましい。

この考えを基本とし、地域の消防・防災力の向上に有効である消防広域化を目指し、今後も引き続き幅広く広域化の検討、協議を継続して行う。